

南知多町告示第30号

南知多町太陽光発電設備の設置等に関する条例（令和4年南知多町条例第20号）第7条第1項に規定する事業抑制区域について、同条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和 6年 4月 1日

南知多町長 石 黒 和 彦

- (1) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条の規定に基づき指定された三河湾
国定公園のうち、同法第20条の規定に基づき指定された特別地域及び同法第21条
の規定に基づき指定された特別保護地区
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定に基づき定め
る第一種低層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二
種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに同法第
34条第2号及び第9号に規定する開発行為について、愛知県が定める許可基準に
基づき知事の開発許可を受けた区域又は対象道路（次に掲げるものに限る。以下
同じ。）並びに当該許可を受けた対象道路から20m以内の区域
 - ア 高速自動車国道
 - イ 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）により料金徴収が認められて
いる一般国道、県道又は市町村道
 - ウ 一般国道、道路法（昭和27年法律第180号）第56条の規定により国土交通
大臣が指定する主要な県道又は市道
 - エ 四車線以上（右左折専用レーン等の部分的な車線を除く。）の県道又は市

町村道の部分。ただし、四車線以上で都市計画決定され、暫定的に四車線未満で供用されている道路のうち、次のいずれかに該当する場合は、四車線以上で供用されているものとみなす。

(ア) 四車線以上の都市計画事業許可が得られているもの

(イ) 四車線以上の用地が既に入収済みで、将来、四車線以上の道路に接するもの

(3) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定に基づき指定された砂防指定地

(4) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定に基づき指定された地すべり防止区域

(5) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域

(6) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定された土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の規定に基づき指定された土砂災害特別警戒区域

(7) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定により町が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内とされた農地

(8) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条及び第25条の2の規定に基づき指定された保安林

(9) 水防法（昭和24年法律第193号）第14条の3の規定に基づき指定された高潮浸水想定区域

(10) 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条の規定に基づき指定された津波災害警戒区域

(11) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条の規定に基づき指定された鳥獣保護区